

令和3年門審第42号

裁 決
引船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和元年10月5日10時59分半
関門港若松区
- 2 船舶の要目
船種 船名 引船A
総トン数 268トン
全 長 36.00メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 1,470キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和61年2月に進水し、操舵室内にはレーダーのほか、画面表示を小縮尺から大縮尺に切り替える（以下「拡大表示」という。）と水深の詳細を確認することが可能なGPSプロッターを搭載し、アジマススラスタ推進装置を有する鋼製引船で、a受審人ほか5人が乗り組み、洋上発電所建設工事の支援業務の目的で、船首2.8メートル船尾4.0メートルの喫水をもって、令和元年10月5日10時40分関門港若松第3区の公共岸壁を発し、同港響新港区の作業海域に向かった。

ところで、a受審人は、発航前には、着岸中のAの船内で休息を取る予定であったところ、急きょ、船主から洋上発電所建設工事の支援に向かうことを要請されたもので、関門海峡に接続する洞海湾出入口付近となる、若松航路の航路筋のすぐ外側に浅所が存在することは知らなかったものの、GPSプロッターを拡大表示すれば、浅所の存在を確認することができた。

a受審人は、出港離岸作業に引き続き単独で操船に当たり、GPSプロッターを作動させながら、若松航路に沿って洞海湾出口に向けて東行し、10時55分半僅か過ぎ若松航路第8号灯標（以下、若松航路の灯標及び灯浮標については、「若松航路」を省略する。）から210度（真方位、以下同じ。）1,100メートルの地点に達し、第11号灯浮標が右舷船首付近となったとき、第1号灯浮標付近から若松航路に入る引船列（以下「入航する引船列」という。）を認めた。

a受審人は、船主からの要請で早く作業海域に向かう必要があり、入航する引船列と航路内で行き会うと減速することになるので、狭い航路内で同引船列と出会うことを避けたいと考えていたところ、船首方約0.5海里を先行するタグボート1隻（以下「先航船」とい

う。)が、航路筋の外側となる、第7号灯標の南側を航行しているのを見て、若松航路の外側を東行することにした。

a 受審人は、入航する引船列と左舷を対して同航路の外側を航過できるよう、10時56分僅か過ぎ第8号灯標から212度970メートルの地点で、針路を第7号灯標の南側に向く056度に定め、9.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により進出した。

定針したとき、a 受審人は、若松航路の航路筋のすぐ外側に存在する浅所に向首する状況となったが、先航船と同様に第7号灯標の南側を無難に航行できるものと思い、作動していたGPSプロッターを拡大表示して浅所の存在を確認するなど、水路調査を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、若松航路の航路筋のすぐ外側に存在する浅所に向首していることに気付かずに続航し、10時59分半第8号灯標から137度400メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底に擦過傷等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、関門港若松区において、若松航路を出航中、入航する引船列と航路内で行き会うことを避けるために同航路外を東行する際、水路調査が不十分で、同航路の航路筋の外側に存在する浅所に向首進出したことによって発生したものである。

a 受審人は、関門港若松区において、関門海峡に接続する洞海湾出入

口付近の若松航路を出航中、同航路に入航する引船列と航路内で行き会うことを避けるために同航路外を東行する場合、作動していたGPSプロッターを拡大表示して浅所の存在を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、先航船が第7号灯標の南側を航行するのを見て、先航船と同様に第7号灯標の南側を無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、若松航路の航路筋のすぐ外側に存在する浅所に向首していることに気付かないまま進行して乗り上げる事態を招き、船首部船底に擦過傷等を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年5月12日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄